

第

6

章

計画の推進



1. 計画の推進に向けて

本計画第4章の各基本施策の取り組み及び第5章の確保方策については、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、その内容を船橋市子ども・子育て会議に報告し、公表します。

2. 計画の推進とともに対応を検討する事項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、算定した量の見込みが実績値と比較し大きく乖離する場合は、実際の利用状況や実績値の推移の傾向等を把握したうえで、必要に応じて見直しを行います。

また、就学前児童人口の減少等により、教育・保育施設や地域型保育事業において需要量が低下し、特定の地域で供給過剰となった場合又は供給過剰となることが見込まれる場合には、教育・保育施設等の認可を行わないことや定員を引き下げること等によって供給量の適正化を図ることを、必要に応じて検討します。

なお、こども基本法に基づく市町村こども計画を策定する場合、これを関連計画として位置づけ、本計画と相互に参照し合うことを、必要に応じて検討します。



